平成２７年（フ）第２５７号
盛岡市湯沢16地割15番地２　岩泉運輸㈱201号
債務者　佐藤奈緒子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１９５号
大阪市生野区田島２丁目９番18号、前住所大阪府東大阪市源氏ケ丘13番９号
債務者　窪田　健史
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２７１号
大阪府茨木市水尾３丁目16番25号
債務者　佐々木　修
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５７１号
大阪市淀川区宮原１丁目８番11―1004号
債務者　光岡洋こと　満岡　秀幸
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０８号
大阪市東淀川区菅原４丁目１番32―207号
債務者　山岡　直子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７９８号
大阪府阪南市新町36番地の５
債務者　堂本　直美
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８３８号
大阪府池田市呉服町９番15―209号、前住所兵庫県篠山市東古佐12番地２
債務者　大前　賢一
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４５号
大阪府豊中市刀根山４丁目２番31号
債務者　山本こずえ（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９５６号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目９番15号フレグランス206、前住所大阪市平野区平野上町２丁目10番26号
債務者　丸野　英男
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１０７号
大阪府東大阪市末広町14番６号
債務者　川口　妙子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１２４号
大阪府交野市星田５丁目８番９―317号
債務者　浦田　浩昭
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２２５号
大阪府東大阪市小阪２丁目５番24号　大宝小阪ＣＴハウス205号、住民票上の住所大阪府東大阪市下六万寺町３丁目８番52号　デュエリングナガト203号
債務者　袋谷　節子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２３８号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目６番19号
債務者　村尾　文男
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２４４号
大阪府高槻市津之江町２丁目12番２号
債務者　下河　　忍
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２９４号
大阪市都島区都島南通２丁目４番12号　リベラル京橋307号
債務者　金　　實
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３０９号
大阪市西成区岸里１丁目２番16号サンハイツ仲林302、前住所大阪市西成区花園南２丁目１番４号スペースライフ107
債務者　篠原千代子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３１８号
大阪府東大阪市菱屋東３丁目１番８―102号
債務者　吉田佐千江
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部